

# 第31号 果実ミックスジュースの認証基準

平成19年 3月28日制定

第1 適用の範囲  
この基準は、山梨県内の製造工場で製造された果実ミックスジュースに適用する。

第2 定義  
この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語         | 定義                    |
|------------|-----------------------|
| 果実ミックスジュース | 2種類以上の果実の搾汁100%であるもの。 |

第3 品質及び品質表示  
1 果実ミックスジュースの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

| 区分 |                   | 基準   |  |
|----|-------------------|--|--|
| 品質 | 原材料               | 原料果実   | 山梨県内で生産された果実を使用すること。                                 |
|    |                   | 果実以外の原材料   | 使用していないこと。   |
|    |                   | 食品添加物  | 酸化防止剤（L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムに限る。）以外のものを使用していないこと。 |
|    | 内容物の品質            | 濃縮還元果汁でないこと。   |  |
|    | 他基準の適用            | 果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号。以下「日本農林規格」という。）第21条（果実ミックスジュースの規格）の品質の基準に適合していること。  |  |
| 表示 | 一括表示事項            | 「加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）」、「果実飲料品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第1683号）」及び「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」の規定に従って表示すること。                                   |  |
|    | 表示の方法             |  |  |
|    | 製品特性の表示事項及びその表示方法 | 1 認証マーク若しくは近接した箇所に「果実ミックスジュース」と表示することができる。<br>2 製品には、「山梨県産果実100%使用」等と表示することができる。   |  |
|    | 表示禁止事項            | 次に掲げる事項は、表示していないこと。<br>(1) 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語<br>(2) 一括表示事項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語<br>(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示<br>(4) 天然又は自然の用語 |  |

第4 製造施設等  
製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理がおこなわれていること。

第5 品質管理  
1 製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理をおこなうこと。  
2 食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法  
認証のために適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づきおこなうものとする。